

令和3年4月26日招集

令和3年 第4回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和３年第４回東根市農業委員会定例総会議事録

１．令和３年第４回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

１．令和３年４月 26 日（月） 午前 10 時 00 分開会

１．出席委員は、次のとおりである。（17 名）

１番 大 江 正 好	２番 本 田 勝 彦	３番 門 脇 功
４番 東 海 林 光 輝	６番 寒 河 江 一 浩	８番 高 岡 貞 雄
９番 仲 野 孝 藏	10番 石 山 一 穂	11番 吉 田 好 春
12番 岡 田 邦 弘	13番 栗 原 洋 幸	14番 阿 部 昇
15番 大 内 恒 一	16番 小 野 博	17番 岡 田 和 敏
18番 瀬 野 幸 太 郎	19番 菅 原 繁 治	

１．議事日程

- 第 １ 議事録署名委員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 報第 5 号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 ５ 議第 32 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 ６ 議第 33 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 ７ 議第 34 号 事業計画変更承認申請について
- 第 ８ 議第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 ９ 議第 36 号 農用地利用集積計画について
- 第 10 農地あっせん委員会の報告
- 第 11 農地転用委員会の報告
- 第 12 地区委員会の開会及び報告

１．事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡 田 正 樹	農政主査兼係長	杉 村 兼 吾
農地係長	松 岡 義 朗	主任	三 坂 智江美

１．議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顚末

【議長】

只今から、令和3年第4回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番高岡茂雄委員、7番庄子裕絵委員であります。遅刻の届出ありました委員は、おりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

8番 高岡貞雄委員、9番 仲野孝藏委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第3回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第5号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第9、議第36号農用地利用集積計画についてまでの、1報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和3年第4回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、4件であります。

報第5号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号40番、土地の所在：大字六田字長谷●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：535㎡ほか4筆。賃貸人住所氏名：東根市六田一丁目●●●●、●●●●。

賃借人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●●、●●●●。解約後の利用：売却であります。

以下、受付番号 41 番から 43 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。3 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、13 件です。

議第 32 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。4 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 23 番、土地の所在：大字六田字長谷●●●●。地目、登記簿：田、現況：田。地積：535 m²ほか 4 筆。譲渡人住所氏名：東根市六田一丁目●●●●、●●●●。

事由：高齢化による経営縮小、経営面積：86 a。

譲受人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：1,094 a であります。

以下、受付番号 24 番から 5 頁の 31 番までの 8 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 32 番、土地の所在：大字羽入字角地●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑。地積：2,256 m²。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。

事由：相手側の要望。経営面積：23 a。

借人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大。

経営面積：14 a であります。

以下、受付番号 33 番は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 34 番、土地の所在：大字荷口字沼田●●●●。地目、登記簿：田、現況：樹園地。地積：1,042 m²。貸人住所氏名：東根市大字荷口●●●●、●●●●。

事由：相手方の要望。経営面積：121 a。借人住所氏名：東根市大字荷口●●●●、●●●●●。事由：農業次世代人材投資資金の手続きのため。経営面積：23 a であります。

以下、受付番号 35 番は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表、使用貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。

議第33号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。9頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係。

受付番号2番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。地積：1,738㎡。申請人住所氏名：東根市若木通り一丁目●●●●、●●●●。職業：無職。転用後の主要目的：平屋建貸家、駐車場、除雪スペース、通路他で、所要面積計が1817.57㎡で、併用地があります。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、1件であります。

議第34号事業計画変更承認申請について。

別紙土地に係る事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」昭和51年9月30日付け、51構改B第1939号農林省構造改善局長通知に該当するので、本会の意見を求めるものであります。11頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係。

受付番号3番、当初計画者住所氏名：新庄市若葉町5番5号、株式会社柿崎工務所 代表取締役 柿崎和朗。職業：建設業。承継者については、当初計画者と同じであります。承認を受ける土地の所在：中央東一丁目●●●●。

地目、登記簿：畑、現況：畑。地積：512㎡ほか1筆。用途：当初、モデルハウス。変更後、モデルハウス、プレハブ倉庫。備考として、農地法第5条同時申請となります。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。12頁をお開きください。

今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。

議第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。13頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号12番、土地の所在：中央東一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。地積：340㎡。譲渡人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●、●●●●。職業：農業。

譲受人住所氏名：新庄市若葉町5番5号、株式会社柿崎工務所 代表取締役 柿崎和朗。
職業：建設業。転用後の主要目的：モデルハウス、プレハブ倉庫、駐車場、土羽、隔離部、通路、堆雪場ほか。所要面積計：852 m²。備考として、併用地有、事業計画変更同時申請であります。

以下、受付番号13番は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
14頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条、第5条および事業計画変更申請の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思っております。15頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、34計画です。

議第36号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。16頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号20番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地。地積：1,344 m²。売人住所氏名：東根市若木四条通り●●●●、●●●●。

買人住所氏名：東根市若木通り二丁目●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用。

移転時期：令和3年4月26日。対価、総額：900,000円。支払い方法：口座。

支払期限：令和3年5月17日。引き渡し時期：令和3年5月18日。

譲受人の耕作面積は206aであります。

以下、受付番号21番から23番までの3申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号145番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田。地積：1,439 m²。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。

借人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定。

利用目的：水田として利用。始期：令和3年4月26日、終期：令和13年4月25日。

賃借料：10aあたり20kg、10年新規。借人の耕作面積は320aであります。

以下、受付番号146番から、21頁の受付番号174番までの29申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。22頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので説明を省略

させていただきます。23 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 175 番、土地の所在：大字長瀬字東方●●●●。地目、登記簿：田、現況：田。
地積：1,042 m²。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。
借人住所氏名：山形市大字中野目●●●●、●●●●。種類：使用貸借権設定。
利用目的：水田として利用。始期：令和 3 年 4 月 26 日、終期：令和 23 年 4 月 25 日。
賃借料：無償、20 年新規。借人の耕作面積は 442 a であります。

農用地利用集積計画総括表、使用貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 1 件と、議案 5 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
15 番、大内恒一農地あっせん委員会委員長。

【15 番大内恒一農地あっせん委員会委員長】

はい、15 番大内です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 4 月 20 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 9 件、賃貸借権設定の許可申請 2 件、使用貸借権設定の許可申請 2 件、合計 13 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 4 月 16 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 23 番、24 番、27 番及び 29 番から 31 番までの申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号 25 番及び 28 番の申請事由は、相手方の要望となります。

受付番号 26 番の申請事由は、その他となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 32 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号 33 番の申請事由は、相手方の要望となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 34 番の申請事由は、農業次世代人材投資資金の手続きのためとなります。

受付番号 35 番の申請事由は、相手方の要望となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

なお、今月開催されました委員会において、東根市内の農地のあっせんを希望される新規就農者、高橋健介氏、世話人である(株)松栗 植松真二氏への聴取も行われ、協議の結果、新規就農者としてのあっせんを認める事となりました。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

9 番、仲野孝藏農地転用委員会委員長。

【9 番仲野孝藏農地転用委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 4 月 20 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 4 条による許可申請 1 件、事業計画変更承認申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 2 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 4 月 16 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第 4 条についての農地区分、及び立地基準の判断であります、受付番号 2 番については、農地の規模が 10 ヘクタール以上の区域にあるため、第一種農地となりますが、集落に接続して戸建ての貸家を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当。

次に、事業計画変更承認申請についてですが、受付番号 3 番については、モデルハウス建設のため、当初許可を受けた建設予定地の背面に 2 メートルの高低差がある農地があり、建築基準法上の離隔を取る必要があるのですが、前面市道とも近接しており十分な離隔を取れないことから、当該農地を追加で取得し、埋め立てを行うものであります。

なお、この案件については、5 条許可申請が同時に申請されております。

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号 12 番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、集落に接続して、モデルハウス、プレハブ倉庫等を整備する

ものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)の力の(イ)b」に該当。

受付番号13番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して10区画の建売分譲を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第12、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。

ただいまから15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第36号農用地利用集積計画について、10番石山一穂委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは、15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【13番栗原洋幸委員】

13 番栗原です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 32 号については、経営規模拡大、及び相手方の要望によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 33 号及び 35 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 34 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 36 号については、水田、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1 番大江正好委員】

1 番大江です。東郷、高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 36 号については、水田、畑、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いします。

【18 番瀬野幸太郎委員】

18 番瀬野です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 32 号については、経営規模拡大、相手方の要望、及び農業次世代人材投資資金の手続きによるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 36 号については、水田、畑、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第5号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは始めに、議第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第33号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第34号事業計画変更承認申請について、議第35号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上、4案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第32号から議第35号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、承認相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第32号から議第35号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、承認相当との意見を付することに決しました。

次に、議第36号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、10番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第36号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第36号については、決定することに決しました。10番石山一穂委員の復席を求めます。10番石山一穂委員に申し上げます。ただいま、議第36号については、決定することに決しましたので報告いたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和3年第4回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦勞様でした

午前 10 時 45 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員